

総務委員会会議録

日時 令和6年3月7日（木） 開会時間 午前 9時59分
閉会時間 午後 1時51分

場所 委員会室棟 第1委員会室

委員出席者 委員長 桐原 正仁
副委員長 石原 政信
委員 河西 敏郎 山田 一功 渡辺 淳也 望月 大輔
清水喜美男 杉山 肇 飯島 修 久嶋 成美

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

総務部長 関口 龍海
総務部次長 安藤 明範 総務部次長（人事課長事務取扱）小澤 清孝
職員厚生課長 望月 明男 財政課長 行村 真生
税務課長 奈良 晶史 資産活用課長 三井 幸治 庁舎管理室長 今井 康善
行政経営管理課長 岩間 勝宏 市町村課長 栗田 研二
防災局長 細田 孝 防災局次長 小林 靖
富士山火山防災監（火山防災対策室長事務取扱） 渡辺 一秀
防災危機管理課長 伊藤 公仁 消防保安課長 望月 勝一
会計管理者 百瀬 友輝 出納局次長（会計課長事務取扱） 望月 等
管理課長 中村 弘 工事検査課長 松村 隆美
人事委員会事務局長 前島 斉 人事委員会事務局次長 後藤 恵里子
代表監査委員 小林 厚 監査委員事務局長 内藤 卓也
監査委員事務局次長 鈴木 孝二
議会事務局次長（総務課長事務取扱） 津田 裕美

議題（付託案件）

- 第3号 山梨県部等設置条例中改正の件
- 第5号 山梨県の事務処理の特例に関する条例中改正の件
- 第6号 山梨県住民基本台帳法施行条例及び山梨県個人情報保護に関する法律施行条例中改正の件
- 第9号 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例中改正の件

- 第10号 山梨県消防法関係手数料条例及び山梨県高圧ガス保安法関係手数料条例中改正の件
第13号 山梨県県税条例及び山梨県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例中改正の件
第36号 包括外部監査契約締結の件
第66号 山梨県副知事の定数条例中改正の件

（調査依頼案件）

- 第21号 令和6年度山梨県一般会計予算第1条第1項歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為中総務委員会関係のもの、第4条地方債、第5条一時借入金並びに第6条歳出予算の流用
第23号 令和6年度山梨県災害救助基金特別会計予算
第26号 令和6年度山梨県市町村振興資金特別会計予算
第27号 令和6年度山梨県県税証紙特別会計予算
第28号 令和6年度山梨県集中管理特別会計予算
第30号 令和6年度山梨県公債管理特別会計予算

請願第5－8号 ガソリン税凍結、消費税減税、インボイス制度廃止を求める意見書の提出を求めることについて

審査の結果 付託案件について、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、調査依頼案件について、いずれも原案に賛成すべきものと決定した。

また、請願について、請願第5－8号については継続審査すべきものと決定した。

審査の概要 午前9時59分から午後1時51分まで、途中、午前10時05分から午前10時10分まで、午前11時44分から午後0時59分まで、休憩をはさみ、総務部・防災局・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係の審査を行った。

（昨日の審査のやり取りについて）

飯島（修）委員 会議の冒頭ですが、確認したいことがあります。昨日、私の質問時に桐原委員長から、議事整理の発言があったことは承知しておりますが、それ以外におっしゃった発言についてよく分からないので、再度、何とおっしゃったか教えてください。

桐原委員長 私が覚えている範囲で申し上げます。「簡潔にお願いします」と言いましたら「分かった、あと2問だから」と言われました。4問目になったので、「飯島委員、先ほどあと2問ということでしたが、4問目ですので簡潔にお願いします」と言いましたら「分かりました」と言われたと思います。

飯島（修）委員 今おっしゃったことは、そのとおりだと思います。私の記憶では、違う発言があった

と思います。このように言われました。「飯島委員の質問は、委員会が終わったら、個人的に執行部との間でやってほしい」という趣旨の発言です。違いますか。

桐原委員長 それは、提案として、委員の皆さんに諮らなければいけなかったのですが、その前に飯島委員が「あと2問にするから」と言われたので、提案しようと思いましたが確認を取らなかったという内容です。

飯島（修）委員 確かにあと2問ということは言ったかもしれませんが、ただ、委員会では質問の制約や時間の制約はあるのですか。

桐原委員長 ありません。

飯島（修）委員 それならば、申し訳ないですが、委員長の発言は、県民の負託を受けた議員に対する質問制限だと受け止めます。実際、仲間からも言われました。「飯島さん、あの委員長の発言はどういうこと」と。私は議事録に残したら困るという思いもあったのかなと思ったのですが、その辺はどうですか。

桐原委員長 それは一切ないです。私からも言わせてください。時間の制限は設けていませんし、おおよそのどのぐらいということもありません。ただ、ほかの委員からの発言もあるかもしれない中で、飯島委員が30分ぐらい質問をしていて、また、前回の委員会でも同じ質問をしていました。例えば、中間報告か何とかのときにお答えしますということも、まだ中間報告が出ていない中で同じ質問をされていたと記憶しておりましたので、私は飯島委員に簡潔に質問してもらいたいという趣旨で議事整理として言いました。発言を封じるように思われたのであれば心外であります。

飯島（修）委員 委員長の言葉は分かりました。ただ、今、県政記者クラブと県の間で、知る権利や発言の自由など、報道の自由が取り沙汰されている真っ最中です。だから私は、委員長の発言は、そういう誤解の下に少し不用意だったと思います。

「飯島委員の質問は、委員会が終わったら個人的に執行部との間でやってほしい」という発言は、委員長本人の思いですか。

桐原委員長 議事進行上、簡潔に進めるためには、飯島委員の納得するところを引き出す必要があるのですが、時間外かもしれませんが、執行部とよく意見交換をしてもらいたいと提案をしようとした段階ですので、まだ委員にも諮っていませんので、私の思いかどうかといえ、委員長として、でき得限りのことをやろうと思った中での発言です。

飯島（修）委員 委員長ですから、誤解されるような発言は不用意だと思います。委員長がはっきりとおっしゃったことは議事録にも残ります。やはり看過できません。私は発言の撤回と謝罪を求めたいと思います。動議という扱いでも結構です。本会議と違い、委員会は1人

で動議が成立します。お取り計らいをお願いします。

桐原委員長 暫時休憩します。

桐原委員長 再開いたします。

桐原委員長 先ほどの飯島委員からの動議といいますか、委員長の進行の中で、不適切であるかもしれないと疑念を持たれる発言をしたことに関しては、委員長として、疑念を抱かせたことに関して謝罪をいたします。今後は、よりその真意が伝わるように発言したいと思います。

飯島（修）委員 謝罪を受けて、撤回もしてくれたと理解しました。桐原委員長の委員会の采配は素晴らしいと認識していますし、この件に関しても、人格云々ということではなく、委員長としての発言の重さを自覚していただき、大きな議員になっていただきたいという先輩としての老婆心のことであります。これからもよろしくお願ひしたいと思ひます。

主な質疑等 総務部・防災局・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係

※第21号 令和6年度山梨県一般会計予算第1条第1項歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為中総務委員会関係のもの、第4条地方債、第5条一時借入金並びに第6条歳出予算の流用

質疑

（令和6年度一般会計歳入予算について）

山田委員 財政課長から歳入予算の説明がありましたが、県民税が前年対比で約16億円減少しています。昨年度予算との対比ですが、地方消費税も減額になっています。地方では、賃上げをすることで県民税も上がるでしょう。昨年10月からインボイス制度が導入され、今まで免税業者であった人たちも15万円から20万円ぐらい消費税負担が上がっている中で、この減額の予算について、御説明いただきたいと思ひます。

奈良税務課長 まず、県民税につきましては、法人県民税と個人県民税がありますが、特に個人県民税につきましては、来年度から定額減税がございます。定額減税の影響によって、個人県民税均等割、所得割の部分だけで、令和5年度当初予算に対して18億円余り、6.2%減少しています。これが県民税の減少している大きな要因です。

また、地方消費税につきましては、国が消費税と併せ賦課徴収しているため、詳細に分からない部分がありますが、消費税の見込みに当たっては、国の令和6年度地方財政計画を参考にしているところです。地方財政計画によりますと、譲渡割と貨物割があり

ますが、譲渡割につきましては前年度比0.6%減、貨物割は6.6%減少を見込んでおり、その辺を参考にしています。

特に、本県の税の特徴として際立っているのが、消費税の還付額が他県に比べ多いことです。還付額が多いことによって、令和5年当初予算に比べて減少しているところです。

山田委員 国から指示があつてやるという理解でよろしいですか。

奈良税務課長 国から指示というわけではなく、国の地方財政計画などを踏まえ、これまでの地方税収の実績を見ながら見込みをしております。

山田委員 地方消費税と、この地方消費税清算金は、最終的には全国で集めて東京辺りから頂いてくるという話だと思いますが、見込が減というところが整合性が合わない感じがするのですが、ここの部分はのでしょうか。

奈良税務課長 直近のトレンドとして、山梨県ベースの地方税収によると、2月現在のデータですが、納付額は前年度比から0.5%増えています。還付額は35.1%増えています。全国ベースでは、納付額が2.5%増えています。国全体の還付額も15.8%増加しています。委員御承知のとおり、売上げに係る消費税から仕入れに係る消費税を引いたものが消費税の納付額となりますので、例えば、輸出に係るものでは、輸出に係る消費税は免税になります。また、仕入れに係る消費税については、設備投資が増えれば、仕入れに係る消費税が増え、還付額が出てくることもありますので、その辺が影響していると考えております。

山田委員 もう一つ、総の3ページ、県債が150億円ぐらい増えています。歳入合計の昨年度対比とほぼ同じ金額。偶然の一致だと思いますが、この約150億円について、明細を見ればこのとおりで、前年の同じ地方債を見て比べれば分かると思いますが、この大きな要因は何ですか。

行村財政課長 数字が昨年度と同じである理由ということによろしいですか。

山田委員 県債については約333億円で、前年対比で約158億5,000万円増えている。明細は総4ページにありますが、多くなった理由を教えてください。

行村財政課長 骨格予算だった令和5年度の当初予算との比較であるため、公共事業等の計上がありますので、発行額全体が増えたわけではございません。

山田委員 6月で比べないと対比ができないということですね。丁寧な説明をありがとうございました。

（ふるさと納税促進対策事業費について）

清水委員

総27ページのふるさと納税促進対策事業費について何点かお尋ねいたします。

3億4,000万円余のこの事業は、3つの項目になっていますが、ふるさと納税は、地域活性化に大変貢献している事業で、特に、自主財源を確保するという意味では非常に重要な取組と考えております。

そこで、今日までのふるさと納税の実績及び推移について説明をお願いいたします。

三井資産活用課長

ふるさと納税の推移ですが、寄附金の受入額につきましては、令和3年度が8億8,000万円で、平成20年度に制度ができて以来、最も多く寄附を頂いた年度になっております。それ以降、令和4年度は6億6,000万円、令和5年度の見込みは、約5億4,000万円と減少しています。これは、令和4年11月以降にシャインマスカットや桃をはじめ、農畜水産物は県ブランドに限定して取り扱うこととしたことが原因となっております。

清水委員

令和6年度の見込みはどのように考えていますか。

三井資産活用課長

総額は減少しておりますが、実は、農畜水産物を返礼品として指定した寄附を除くと、年々増加しております。また、現在、新たな返礼品の開発や、10月に募集サイトを1社から3社に拡充したことなどにより、寄附額の増加を図っておりますので、令和6年度は、約7億2,000万円を見込んでおります。

清水委員

事業の説明の中に、ふるさと納税制度を有効に活用するためと書かれておりますが、どのような事業にどのように活用していこうとしているのか、お尋ねいたします。

三井資産活用課長

皆様から頂きました寄附金につきましては、大きく5つの分野に分けて、1つ目が森林保全、2つ目が富士山の保全・環境美化、3つ目が青少年の育成、4つ目が福祉向上、5つ目が高校教育の充実で、寄附者の意向に沿って活用させていただいております。そのほかにも、日川高校のグラウンドの人工芝生化など、特定の事業についてもクラウドファンディング型として寄附を頂いて活用させていただいております。

清水委員

2番目に、ふるさと納税市町村支援事業費を1,000万円計上しています。これは、令和5年度6月補正予算で計上していると承知していますが、今回の市町村に対する支援の内容について御説明をお願いいたします。

三井資産活用課長

こちらの事業は、県全体として寄附金を増額させるための取組として行っているもので、市町村が実施する新たな特産品の開発や、その他寄附の受入額を増加させるために必要な費用などを支援しています。特産品開発支援事業費補助金という補助金を活用した支援と、県内市町村の魅力や返礼品の情報発信への支援の2本立てになっています。

補助金につきましては、市町村が実施する返礼品の開発に対する補助金や、市町村が行う募集サイトのデザインの見直しなどに対して11市町村から応募があり、11市町村に補助金を交付しています。

情報発信につきましては、市町村から情報提供をいただき、デジタルパンフレットを作成しました。また、12月には全国紙の新聞の都内版に広告を実施し、県内市町村のふるさと納税のPRを行ったところです。

市町村支援事業につきましては、事業初年度ですので、今年度の取組を参考にしながら、新たな支援策について、市町村の取組を横展開しつつ活用を図っていきたいと思っています。

清水委員 3番目に、企業版ふるさと納税促進対策事業費440万円について、これも昨年9月補正予算で計上したと承知しておりますが、事業の概要と今年度の取組について御説明をお願いいたします。

三井資産活用課長 企業版ふるさと納税促進対策事業につきましては、企業版ふるさと納税のノウハウを持ち、企業版ふるさと納税や地方創生の取組に関心のある県外企業とのネットワークを有するコンサルティング事業者は、県外企業への寄附の働きかけや、県が自ら企業訪問する際のコンサルティングなどを委託することで、寄附金の受入額の増加につなげようと始めた事業です。

今年度については、プロポーザルによる公募を行い、委託事業者の仲介により本県への寄附があった場合には、寄附額の10%を支払う成功報酬型の委託契約を12月に締結しました。受託した事業者は、全国200の自治体と契約実績がある事業者で、様々なマッチングを行っていますが、残念ながら、今のところ、山梨県につきましては成果が上がっていない状況です。引き続き、精力的に交渉していただいているという報告を頂いているところです。

清水委員 コンサルティング業者はどこ業者ですか。単独契約なのか、その辺はどうですか。

三井資産活用課長 コンサルティング事業者はプロポーザルで募集し、1社に応募をいただき、そちらと条件が合いましたので、契約をしました。

（全国過疎問題シンポジウム開催費について）

石原副委員長 総36ページの全国過疎問題シンポジウム開催費についてお伺いいたします。

今、国土の約6割が過疎地域で、国でも一生懸命、過疎地域の関係事業を行っていることは承知しております。

全国過疎シンポジウムは毎年行っていると思いますが、その目的と、なぜ本県で開催するのか、お伺いいたします。

栗田市町村課長 過疎地域では、少子高齢化や人口減少が進展し、地域社会の活力が低下しています。

過疎地域の課題解決に向けた全国の優れた取組に触れ、過疎地域の将来を考える契機とするため、年に1度、総務省などが主体となり、過疎対策に取り組む関係者が一堂に会し、シンポジウムを開催しております。

本県においても、27市町村のうち16市町村が過疎地域に指定されていることから、過疎対策は喫緊の課題であり、率先して議論を深めていく必要があるため、本県において開催することになりました。

石原副委員長 県内の16市町村が過疎ということで、大きな問題であると思っております。そこで、10月の開催で間近になっているかと思いますが、具体的な事業の内容等を分かる範囲で教えてください。

栗田市町村課長 全国から過疎地域を抱える首長や議員、担当者など、総勢約600名が来県し、10月24日、25日の2日間にわたり開催されます。

まず、1日目の全体会では、令和6年度の優良事例表彰とともに、過疎対策の第一線で活躍されている有識者による基調講演やパネルディスカッションを行い、過疎地域における課題や対策等を共有することとしております。

2日目は、県内4地域、5市町村において優良事例発表会や現地視察を行い、本県の過疎地域での取組や魅力を体感していただくこととしております。なお、県内4地域、5市町村は、山梨市、北杜市、身延町、小菅村、丹波山村での実施を予定しております。

石原副委員長 600人の大勢の方が本県に来て、各地域を見ていただけるということで、10月は観光的にもいい時期かと思っております。

そこで、このシンポジウムを行うことにより、本県にとってどのような効果があるのか、改めてお伺いいたします。

栗田市町村課長 基調講演やパネルディスカッション、参加者同士による情報交換などを通じ、地域の問題解決に向けた多くの知見が得られる場となることから、本シンポジウムで得られた見識を生かし、過疎地域の活性化に向けて、実効性のある政策立案に反映されることが期待されます。

加えて、全国から集う全国過疎シンポジウムを、山梨県の魅力を体感していただく絶好の機会として捉え、本県の魅力を発信していきたいと考えております。

石原副委員長 ぜひ成功して、600の方が各都道府県に帰って、山梨県よかったよと今後の活動につなげていただけるよう、御尽力いただきたいと思っております。

（防災拠点機能強化推進事業費について）

渡辺（淳）委員 防3ページ、防災拠点機能強化推進事業費2,060万1,000円について、何点かお伺いしたいと思います。

先ほど御説明いただきましたが、大規模災害発災直後における迅速かつ確かな情報共

有体制を整備するためと記載されております。事業内容にあるように、来年度は、衛星インターネットサービス「スターリンク」を導入するとのことですが、このスターリンクとはどのようなものなのか、お伺いしたいと思います。

伊藤防災危機管理課長 スターリンクは、情報の送受信を高速かつ低遅延、遅くならないようにできる人工衛星を利用したインターネットのサービスです。パソコンやタブレットなどのデバイスを人工衛星に電波を直接送受信するための専用の機器にWi-Fi接続し、その機器から人工衛星に電波を直接送受信することによって、インターネットサービスを利用することが可能となります。

この導入により、通信網が脆弱、未整備な地域、災害で通信網が途絶した場合でも、インターネットを利用した応急対応などの活動が可能となるものでございます。

渡辺（淳）委員 災害時にネットが繋がらなくなってしまう、いわゆる4G、5Gのネット環境がなくなることが報道されたり、回線がパンクして接続できないという話も聞きますので、これであれば、衛星を通じて、的確なネット環境に構築でき、運用できると承知しました。

今回予定しているスターリンクは、どのような場所に何台ぐらい導入していくのか、お伺いしたいと思います。

伊藤防災危機管理課長 今、委員がおっしゃいましたとおり、既存のインターネット回線が途絶した場合に通信を確保することが目的です。導入場所につきましては、県の災害対策本部が設置される県庁の防災新館や、地方連絡本部になる県内の合同庁舎や防災航空基地に導入していきたいと考えており、導入台数は合計で10台を考えているところです。

渡辺（淳）委員 防災新館や各地域県民センターなどの関係施設に置く機器は、災害現場に設置することも想定されているのですか。

伊藤防災危機管理課長 この機器は持ち運びが可能となっております。災害現場や、警察、消防、自衛隊といった応急対応をする部隊の前線基地となるところに持っていくことにより、県庁の災害対策本部と現場との通信が確保され、スムーズな災害対応につながるものでございます。

渡辺（淳）委員 最前線、いわゆる被災現場や、警察、自衛隊などとの連携強化に資するという説明をお受けいたしました。

本年1月元旦に、能登半島を中心に大規模災害が起き、報道等によりますと、土砂災害等によって通信ケーブルが遮断され、通信網が途絶して、発生直後の初動に大分混乱が生じたと承知しています。

本県がこのスターリンクを導入した場合に、具体的にどのような活用を想定しているのか。その効果も併せて、最後にお伺いしたいと思います。

伊藤防災危機管理課長 今回の能登半島地震でも、一時、地上の通信網が途絶し、情報共有に支障を来したという報道がございました。仮に、本県で今般の地震のような災害が生じ、そこで通信が途絶した場合に、繰り返しになりますが、そうした被災現場にこちらのスターリンクを持っていき、県の災害対策本部と通信を確保し、災害対応に当たりたいと考えてございます。

これにより、災害が起きても、インターネットを利用した情報収集、共有が可能となり、迅速かつ的確な被災状況の把握や応急対応の実現が期待されます。さらに、災害時における県の災害対応の司令塔機能が強化されると考えているところです。

（富士山科学研究所費について）

清水委員 防6ページの富士山科学研究所費、約7,800万円について何点かお尋ねいたします。

富士山研究については、毎年、多方面から研究がされていて、私も研究発表会に行っていますが、研究内容はどのような優先順位で今までやってきて、これからやっていくのか、どのように考えているのでしょうか。

渡辺富士山火山防災監 富士山科学研究所の研究費につきましては、計画的に研究を行うため、外部の方を入れた検討会議を設置し、そこで優先順位を選定しております。

清水委員 来年度はどのようなテーマを計上されているのですか。

渡辺富士山火山防災監 研究費約7,800万円のうち2,900万円余ございまして、主な内容は、富士山の地震と空振に関する事、それから、富士山の登山道管理の情報コンテンツの開発等の研究に関するものでございます。

清水委員 もう一つ、火山防災研修会の開催等とありますが、火山防災研修会とはどのような内容を計画しているのですか。

渡辺富士山火山防災監 県内の教員を対象に、火山学や火山防災に資する研修を実施する予定です。

また、市町村の防災担当者等を対象に、火山防災対策に関する研修会等を開催する経費でございます。

清水委員 研究と研修会を含めて、地域の人との連携はどのような形でやってきたのか、あるいは、これからやっていこうとしているのですか。

渡辺富士山火山防災監 防災担当者等を対象に開催する研修会に、地域の方や関係機関の方にも参加していただき、課題を共有し、その他、学校への出前授業などでも連携し、地域の火山防災に対する周知を深めております。

（大規模地震防災訓練事業費について）

飯島（修）委員 防3ページの地震災害対応力強化事業費の大規模地震防災訓練事業費について、訓練の内容をお伺いします。

伊藤防災危機管理課長 地震防災訓練につきましては、来年度は峡南地域の身延町を会場とし、実施の計画を進めているところでございます。

飯島（修）委員 本会議で質問しましたが、2030年代には必ず南海トラフ地震が来るという想定での、こうした訓練が本当に大事だと思います。

昨年総務委員会でも、東日本大震災で、子供たちが津波から逃れて助かった、釜石の奇跡と言われている釜石市に視察に行きました。これは奇跡ではなく、日頃の訓練のたまものだという話を聞きました。訓練が市町村も含め、地域住民の日頃の生活に直結することが大切だと思いますが、どのように考えていますか。

伊藤防災危機管理課長 防災局が主催で実施している訓練につきましては、先ほど申しました地震防災訓練のほか、総合図上訓練、富士山噴火を想定した防災訓練、雪害の訓練、降雨を想定した訓練等々を毎年実施しているところでございます。

例えば、富士山の訓練では、関連する10の市町村の皆さんにも参加していただき、一緒に図上と実動の訓練を実施しております。

また、総合図上訓練につきましては、毎年テーマを変えて、昨年度は、曾根丘陵断層帯で地震が発生したことを想定した訓練を実施しました。その初動対応の中で、地震の次に台風が接近するという情報が来たことも想定して、複合的な災害が生じることも想定をして訓練を実施しております。

毎年、このように様々なテーマを考え、それに対応した訓練を積み重ねることにより、いざ災害が発生したときの対応を強化しているところでございます。

（防災拠点機能強化推進事業費について）

久嶋委員 先ほど渡辺委員から質問があった、防3ページのスターリンクについて、全部で10台をそれぞれの主要な場所に置くとのことですが、これはドローンで運べるのでしょうか。

伊藤防災危機管理課長 この機器は、大体20キログラムなので、20キログラムのものが運べるドローンであれば運べるかと思えます。ただ、一般的な小型のものだと厳しいかと思えます。したがって、例えば、あかふじに搭載し、被災地に運んで活用することもあり得るかと思えます。

久嶋委員 今、小菅村でドローンの開発をしているので、そのドローンが使えればと思ったので質問しました。

こうした災害は、特に山間部が多い地域では待ったなしの問題で、いち早く行動しなければならないので、このスターリンクを持っていけば、ドローンで災害状況を見て、スターリンクで通信をして、どのような対応がいいのか、随時更新しながら考えられると思いました。

今のところ、重量で考えると、あかふじで運ぶことしかできないということですか。

伊藤防災危機管理課長 今、ドローンが進歩しています。何キログラムまで搭載できるかが問題になると思いますので、例えば、そうしたドローンを扱う方に話を聞いて、可能ということであれば、今後、そうした活用も検討していくべきと考えております。

久嶋委員 ドローンの会社でも、重いものや容量が大きいものも運べるような方法について研究を重ねているので、有効に活用ができるように、検討していただければと思います。

（地域防災力・避難所運営強化支援事業費について）

次に、防3ページの3番目、地域防災リーダー、防災士の養成について伺います。これは毎年行っていて、私も過去に甲斐の国・防災リーダーの講習を受けて、防災リーダーを取らせていただきました。全県に、好例が継続して広がっていけばいいと思っていますが、今年は何名ぐらいを想定していますか。

伊藤防災危機管理課長 約100名、甲斐の国・防災リーダーの受講生を想定しているところです。

久嶋委員 市町村に、ぜひ積極的に投げかけていただいて、毎年、危機管理力を高めていけるように御指導をお願いしたいと思います。

（富士山火山広域避難対策推進事業費について）

続きまして、防7ページの富士山火山広域避難対策推進事業費、約1,600万円について伺います。効果的な避難誘導方法の検討とありますが、市町村向け研修会は、全市町村が対象でしょうか。

渡辺富士山火山防災監 この研修会の対象は、富士北麓東部地域の10市町村でございます。

久嶋委員 富士北麓地域の市町村向けに研修会をすることですが、行政レベルだけでなく、地域の人、ぜひ、民間人も巻き込んだ図上訓練、実地訓練を実施して、地元の方に危機管理能力を高めてもらえるようにしていただきたいと思います。どうでしょうか。

渡辺富士山火山防災監 この研修会は、避難に時間を要する方がいる施設の方々に対し、市町村の方々が助言をするに当たって、その市町村の方に対しての研修会を行うものです。まずは、市町村の方々に専門ノウハウを身につけていただき、市町村の方々が地域に帰って、地域の中に存在するそうした施設の方々を対象に研修会を行う際には、県としても積極的

に支援をしていきたいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり賛成すべきものと決定した。

※第23号 令和6年度山梨県災害救助基金特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり賛成すべきものと決定した。

※第26号 令和6年度山梨県市町村振興資金特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり賛成すべきものと決定した。

※第27号 令和6年度山梨県県税証紙特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり賛成すべきものと決定した。

※第28号 令和6年度山梨県集中管理特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり賛成すべきものと決定した。

※第30号 令和6年度山梨県公債管理特別会計予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり賛成すべきものと決定した。

※第3号 山梨県部等設置条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第5号 山梨県の事務処理の特例に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第6号 山梨県住民基本台帳法施行条例及び山梨県個人情報の保護に関する法律施行条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第9号 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第10号 山梨県消防法関係手数料条例及び山梨県高圧ガス保安法関係手数料条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第13号 山梨県県税条例及び山梨県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第66号 山梨県副知事の定数条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第36号 包括外部監査契約締結の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第5—8号 ガソリン税凍結、消費税減税、インボイス制度廃止を求める意見書の提出を求めることについて

意見

渡辺（淳）委員 継続中の請願第5—8号、ガソリン税凍結、消費税減税、インボイス制度廃止を求める意見書の提出を求めることについて、継続審査とすべき立場から意見を申し上げます。

まず、ガソリン税について、政府はガソリンや灯油などの価格の高騰を抑えるための燃料油価格激変緩和補助金について、期限を迎える4月以降も継続する方針で検討しており、国民負担の軽減に努めております。

次に、消費税について、景気の変化に左右されにくい安定的な財源であり、本県における地方消費税は法人2税、個人県民税に次ぐ基幹税目の一つとなっております。また、市町村にとってみても貴重な財源となっております。

最後に、インボイス制度について、軽減税率が導入される中で、取引における正確な消費税額を把握し、適正な課税を行うために導入された制度であります。

これら状況を踏まえ、引き続き、国の動向を注視しながら慎重に判断する必要があると考えます。

したがいまして、本請願は継続審査すべきと考えます。

討論 なし

採決 採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

（議会事務局でのパワハラの内部通報について）

飯島（修）委員 議会事務局の津田次長にお伺いしたいと思います。まだはっきりと認定はされていないと思いますが、職場内でパワハラ事件があったと承知しています。9月にお伺いしたときには、鋭意調査中ということでしたが、5か月が経過していますので、現状をお伺いしたいと思います。

津田議会事務局次長 お尋ねの件につきましては、現在も慎重に調査を実施しているところでございます。調査の状況でございますが、大分進んでいると認識しており、これからまともに入っていくところでございます。

飯島（修）委員 デリケートな問題、あるいは個人情報ということを考えますと、慎重に丁寧にやっていることは了解しますが、そうは言っても、こうした騒ぎが起きたことは事実であります。当人が大きな勘違いをしているかもしれないし、濡れ衣を着せられているかもしれないということも考えますと、できるだけ早く解決をしていただく必要があると思いますが、いつ頃になるのでしょうか。

津田議会事務局次長 委員おっしゃるように、慎重に行っていかなければなりません。いつまでという区切りはできませんが、結果がまとまり次第、速やかに通報者に通知してまいりたいと思います。

飯島（修）委員 いろいろな職場でパワハラに限らず、社会的にもいわゆるハラスメントという問題が非常に多くなっていると痛感していますが、丁寧にやるのはもちろんですが、スピード感を持ってやっていただきたいと思います。

その他

- ・ 本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告並びに調査報告書の作成及び調査報告については委員長に委任された。
- ・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件は、配付資料のとおり決定された。

以 上

総務委員長 桐原 正仁